

杉山社会保険労務士事務所が薦める！

# 利用しやすい助成金のご案内

平成30年2月号

## 両立支援助成金

出生時両立支援コース

就業規則  
作成・取組



男性の育休取得  
の取組

男性従業員が連続5日（大企業14日）  
以上育児休業を取得する。

最大（1年目）

72万円

下記の2点両方に該当する企業は是非ご検討ください。

- ☑ 過去3年以内に男性の育児休業取得者がいない
- ☑ 子供が生まれる予定の男性従業員がいる

## 受給に必要な措置

- ☑ 男性の育児休業期間を5日以上に定めた就業規則の作成
- ☑ 男性が育児休業を取得しやすい取組の実施  
（男性向けのリーフレット作成など）
- ☑ 一般事業主行動計画を労働局へ提出

※企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための環境整備について定めた計画です。

助成金をお探しなら、まず電話・メールでご連絡ください

杉山社会保険労務士事務所  
〒981-0904  
仙台市青葉区旭ヶ丘1-6-19コーポヨコタ205

022-301-6220  
info@miyagi-joseikin.com